

氏 名 西山 剛

学位(専攻分野) 博士(文学)

学位記番号 総研大乙第 268 号

学位授与の日付 2021年3月 24日

学位授与の要件 学位規則第6条第2項該当

学位論文題目 中近世における職能集団と権威  
一 駕輿丁・力者・輿舁の存在形態を通して一

論文審査委員 主 査 田中 大喜  
日本歴史研究専攻 准教授  
小島 道裕  
日本歴史研究専攻 教授  
仁藤 敦史  
日本歴史研究専攻 教授  
河内 将芳  
奈良大学 文学部史学科 教授  
三枝 暁子  
東京大学 大学院人文社会系研究科 准教授

(様式3)

## 博士論文の要旨

氏 名 西山 剛

論文題目 中近世における職能集団と権威 -駕輿丁・力者・輿舁の存在形態を通して-

(要旨) 本研究の目的は、前近代社会における職能集団の存在形態を、中近世を通じた長期的なスパンで考察しその実態を明らかにすることにある。とくに天皇や将軍、公家や武家、有力な寺院や神社など、各権門の有力者の移動に際して輿を舁き、その移動を直接的に担った人々を対象とし、実体的な諸側面に光をあてながら具体的にその姿を捉えることを目指した。

本研究では左右近衛府・左右兵衛府に所属し、天皇の他行(行幸)に際してその輿を舁く禁裏駕輿丁(四府駕輿丁)を中心的な分析対象とし、八瀬童子、大雲寺力者、祇園会神輿駕輿丁、他の権門に所属し活動する輿舁たちに対しても検討を加える。

全体の論点は①行幸に際して天皇の輿を舁く禁裏駕輿丁が時代ごとにいかなる姿(社会的編成のあり方、上位権力との関係、およびそこから生じる特権の特徴)を見せるのか、②禁裏駕輿丁以外の力者や輿舁は具体的にどのような者達であり、彼らの職能はいかなるものか、③輿を舁く職能を持つ人々を総体として把握したとき、そこにはどのような共通点・相違点が見られ、「輿を舁く」という職能の意義と社会的な位置付けはどのようなものか、という諸点が挙がる。

まず①の点について。「第1章 中世前期における禁裏駕輿丁の存在形態」では、古代・中世前期における禁裏駕輿丁の存在形態を追い、9-12世紀にかけて京中に基盤を持つ在京駕輿丁と京外地域に基盤を置く散在駕輿丁の二つの組織が成立し、後者の側から商業集団化が進展していくことを明らかにした。次いで「第2章 中世後期における禁裏駕輿丁の展開 左近衛府駕輿丁「猪熊座」の出現をめぐる」では、室町時代の禁裏駕輿丁を対象に、内的な組織変容の過程を追求し、15世紀において左近衛府駕輿丁の中から猪熊座という新たな組織が分出してくることを明らかにした。その上で「第3章 禁裏駕輿丁の近世的展開」では、近世における禁裏駕輿丁の展開過程を追い、猪熊座を核として他商人を包含しつつ成長する様態を検出し、17世紀中期以降、三催体勢(官務・外記・蔵人所出納を主導とした地下官人編成)下で地下官人として定着していった様子を明らかにした。また近世の駕輿丁の具体例として「第3章補論 千切屋をめぐる創業伝承と史実」を載せ、室町時代末期から江戸時代にかけて断続的に禁裏駕輿丁を勤めた千切屋の実態に着目し、商業活動(法衣・呉服)を行う上で蹴鞠、和歌などと並び、禁裏駕輿丁号が有効に機能していたことを明らかにした。

これら第1章から第3章での考察を踏まえ、禁裏駕輿丁の展開を列举すると次のようになる。

A) 天皇の輿舁である禁裏駕輿丁は、9世紀-12世紀段階において、畿内近国を拠点として勤仕に応じて上洛する集団と、洛中において居住し職務勤仕を行う集団とに分化し

存在した（在京・散在体制）。

- B) 駕輿丁はこの間長大な時間をかけて進輿に関する知識と技能を獲得し、行幸を成り立たせる上で必須の存在となっていた（天皇行幸の権威を表象する主体）。
- C) 9-12世紀、駕輿丁が帯びる特権をメリットと捉えた外部の商人が、勤仕実態の薄い散在駕輿丁に参入することで、駕輿丁に商人的な性質が付与された。
- D) 14世紀、在京駕輿丁の減少補填で散在駕輿丁が上洛し、在京・散在が一体となった組織が成立した。
- E) 14-15世紀にかけて行幸の実施回数の減少および遠方行幸の停止により、駕輿丁たちの輿舁たる専門職能性は一定程度希薄化し、外部商人が参入。商業者集団としての駕輿丁に変容した。
- F) 15世紀段階において、在京と散在の駕輿丁は一体的な組織（四府駕輿丁）となるが、同時期に左近衛府駕輿丁内部で対立が生じ、猪熊座が分出してくる。
- G) 16-17世紀において、左近衛府猪熊座が増員の核となり、外部の他商人が参入しつつ、次第に地下官人として三催体勢の中で序列化されていく。
- H) 中近世を通じて行幸は持続されたため、朝廷における駕輿丁の必要性は減じず、温存され続ける。

第2部においては中近世におけるその他の「輿舁」に対しても同様に実態分析を行った。「第4章 職能民としての八瀬童子」では京都洛北・八瀬の地において特徴的な共同体を営んでいた八瀬童子の中近世における存在形態に着目し、洛北の山々で柚人としての生業をもち、為政者や貴人が比叡山に登下山するにあたりこれに勤仕することを常態としていたことを明らかにした。また彼らが坂の輿舁としての職能を持ち、室町時代において室町殿の比叡登下山の儀礼と結びつくことにより、特権的な身分として強化されていったことを指摘した。

「第5章 朝廷葬送儀礼における力者の活動」では洛北岩倉の大雲寺に所属する大雲寺力者について考察を行なった。大雲寺力者は、葬儀にあたっては天皇の遺体を納める宝龕と呼ばれる棺を舁く。このあり方は17世紀以降に成立したと考えられ、それまで勅使御用の輿舁として使役されていた彼らが、後光明天皇葬儀段階の儀礼刷新の中で朝幕から見出され、新たな葬送儀礼の中で編成されていったことを指摘した。

「第6章 中近世における祇園会神輿をめぐる人々」では、祇園会に際して神輿を舁く祇園会神輿駕輿丁を素材とした。祇園社の三柱の神を乗せる神輿のうち、少将井神輿・八王子神輿の二基の神輿駕輿丁は、近年紹介された史料を詳細に検討し、二基の神輿が洛中の都市住民によって担われていたことを明らかにした。また八王子神輿駕輿丁を出仕させた町々は太政所御旅所を圍繞するように存在し、御旅所こそ駕輿丁の差定原理として機能したことを明らかにした。

また儀礼だけでなく、日常的な世界で活躍する力者・輿舁に光をあてるため「第7章 中世後期における輿舁の存在形態と職掌」を載せた。ここでは寺院における輿舁（大乘院の場合）、公家の輿舁（西洞院家の場合）を中心に、複数の力者や輿舁について扱った。特に肉体労働者として賤視すら被るとされてきた力者や輿舁であるが、これらの検討の結果、輿舁という固有の身分で統一的に把握することは不可能であり、同様の理由で身分そのも

のに由来する賤視も見出すことはできない点、また史料から読み取れるのは、固有の職能を保持し、機会に応じて輿を昇き、勤仕の反対給付として各種の下行や諸役免除が与えられた職能集団としての姿であることを指摘した。

最後に終章「前近代社会における駕輿丁・力者・輿舁」として、研究全体の論点をまとめつつ、本研究でとりあげてきた多様な駕輿丁・力者・輿舁の存在形態について比較検討した。その結果、駕輿丁・力者・輿舁は、自らの身体を用い、乗主の安全（祭礼の場合は安定した渡御の遂行）を確保しつつ進輿する職能を共通して有している集団と定義することが可能であることを主張した。また、江戸時代末期の賀茂・石清水行幸にあたって遠方への行幸を理由に八瀬童子に助力をもとめたこと、あるいは祇園会神輿の轅町に駕輿丁人数減少の補填を図った事例を検出し、このことが輿を昇くという共通の職能を帯びる異なる身分間での移動を想定させることを指摘しつつ、職能こそが、前近代における身分制のヒエラルキーを相対化する可能性を秘めた有効な手段であったことを推察した。

## 博士論文審査結果

Name in Full  
氏名 西山 剛

論文題目 中近世における職能集団と権威 — 駕輿丁・力者・輿舁の存在形態を通して —

本論文は、各権門有力者の移動に際して輿を舁き、その移動を直接的に担った多様な「輿舁」の分析を通して、中世から近世にかけての長期間にわたる職能集団の存在形態を明らかにすることを目的としたものである。

序章「研究課題の設定」では、関係する先行研究＝中世身分制研究と都市史研究・職能民研究の成果を点検し、本研究の基本的な視座と課題を確認する。すなわち、前近代の職能民研究に対して圧倒的な影響力を持った網野善彦の非農業民論を批判的に継承しながら進展している、近年の中世職能民研究の動向のなかに本研究を位置づけ、史料に即しながら中近世の「輿舁」の多様な実態を具体的に究明することを課題として掲げる。

第1部では、活動する時代幅が広く、また残された史料の豊富さから本論文の分析の核心に位置づけた禁裏駕輿丁について、中世から近世にかけての存在形態と内部組織の変容の具体相を明らかにしている。まず第1章「中世前期における禁裏駕輿丁の存在形態」では、中世前期に本来天皇の輿を担ぐことを任務とした禁裏駕輿丁が商業者集団へと変容した背景について、駕輿丁自身が商業者化したのではなく、商人的能力を保持した人びとが駕輿丁身分を獲得して参入したと論じ、ここに古代とは区別される中世の禁裏駕輿丁＝輿勤仕と商業活動とを連動させ、朝廷から諸役免除・関所往来の自由・独占販売を認められた特権商業者集団としての禁裏駕輿丁の成立を説く。そして、これを踏まえたうえで第2章「中世後期における禁裏駕輿丁の展開—左近衛府駕輿丁「猪熊座」の出現をめぐる—」では、中世前期までは一府ないし二府を単位に活動していた禁裏駕輿丁が、中世後期（15世紀前半）になると集合化して「四府」とまとまることで商業特権等の組織権益の保持・拡大を可能にしたことを明らかにする一方、猪熊座という新しい集団が台頭したことで、決して一枚岩とはならなかった複雑な内部様相を炙り出している。さらに第3章「禁裏駕輿丁の近世的展開」では、猪熊座に焦点を当てて近世における禁裏駕輿丁の様態を追究し、17世紀前半までの猪熊座は、当該期の朝儀（行幸・御幸）復興と連動して禁裏駕輿丁増員の核として機能したものの、猪熊座を重用していた本所の小槻氏の失脚を機に、猪熊座の勢力も抑制されて駕輿丁内部の勢力均衡が図られ、ここに近世の禁裏駕輿丁が成立すると指摘している。なお、第3章補論「千切屋をめぐる創業伝承と史実」では、禁裏駕輿丁構成員のケーススタディとして、京友禅の老舗・千總（千切屋）の当主である西村家に伝わる古文書と、中近世の千切屋に関わる史料を検討し、中世から近世にかけて禁裏駕輿丁の構成員だった西村氏的具体相を明らかにしている。

第2部では、禁裏駕輿丁以外の「輿舁」に関わる史料を博捜し、中世から近世における「輿舁」の多様な実態とそれぞれの職能・存在形態の差異を明らかにしている。第4章「職能民としての八瀬童子」では、先行研究の蓄積が乏しい鎌倉～室町期における八瀬童子の

存在形態について考察する。比叡山をはじめとする複数の山々の登山・下山の輿舁として活動していた八瀬童子は、応永3年(1396)の足利義満の比叡登山を契機に室町殿の輿舁となる一方、青蓮院門跡・梶井門跡・東坊城家とも結びつくことで、課役免除特権の維持・拡大を図ることが可能な、卓越した組織力を持つ職能集団だったと論じる。第5章「朝廷葬送儀礼における力者の活動―大雲寺力者と天皇葬送―」では、京都「実相院文書」のなかに含まれる「大雲寺旧蔵文書」に見える力者を素材に、近世におけるその特徴的な職能について考察する。近世における大雲寺力者は、目立った特権は見当たらないものの、天皇・皇族の葬儀を専門的に担う職能集団であり、葬送儀礼の際には棺を乗せた宝龕と呼ばれる輿を舁き、山頭に備えられた荒垣(埋葬所)まで運ぶという葬儀の中核を担う役割を務めたことを確認する。そして、彼らが近世前期から「勅使御用力者」＝貴人の輿勤仕を行える職能集団として存在していたことが、その背景になったと指摘する。第6章「中近世における祇園会神輿をめぐる人々―祇園会神輿駕輿丁をめぐる―」では、京都祇園会に際して渡御される三基の神輿のうち、これまで研究対象とされてこなかった八王子神輿と少将井神輿という二基の神輿の駕輿丁たちに焦点を当て、その実態を追究する。二基神輿の駕輿丁となる人びとは、15世紀には室町幕府によって京都都市住民が町を単位として把握されたが、17世紀になると「轅町」という単位で江戸幕府に把握されたことを明らかにする。そして、18世紀には諸役免除等の特権はないものの、町が自立的に神輿に関する諸事を差配するようになるなかで、輿を舁く人物が外部から求めるようになった結果、本来の駕輿丁たちが付帯していた「舁く」という職能の専門性が極度まで希薄化され、より多くの人々に開かれた形で神輿渡御が行われるようになった様相を論じる。第7章「中世後期における輿舁の存在形態と職能」では、室町～戦国期に南都大乘院と西洞院家に差配された輿舁の存在形態を考察する。前者には門跡配下の輿舁のほかに「南都中」という輿舁が存在し、彼らは大和各地の作手(手工業者)が門跡の要請に応じて課役免除を見返りに出仕した者たちと指摘する。一方、後者には雇用輿舁と紫竹輿舁が存在したが、政治的な性格を帯びた儀礼への参加の際には膝下家領の住人を徴発した紫竹輿舁を用い、西洞院家は彼らに対し人足免除などの保護を加えていたと指摘する。

終章「前近代社会における駕輿丁・力者・輿舁の存在形態」では、第1部と第2部の成果を踏まえ、中世から近世における多様な「輿舁」の存在形態を比較し、その共通点と相違点を抽出して中近世社会における「輿舁」の総体的な把握を試みる。すなわち、「輿舁」は様々な反対給付を得たが、純粋に輿舁としての勤仕によって諸役免除の特権を獲得するためには、為政者との関係や輿舁としての歴史性・専門性などの諸条件があり、禁裏駕輿丁と八瀬童子がこれを満たした輿舁だったと指摘する。一方、これら以外の輿舁については、輿勤仕そのものがその共同体にとっての名誉や矜持に直結し、利益をもたらしたとする。また、「輿舁」の社会身分は下級官人・町衆・京郊村落住民と多様だったが、「乗主の安全/安定した渡御の遂行を確保しつつ進輿する」という共通の職能を持つがゆえに、異なる身分であっても補填が可能となる場合もあった事実を重視し、「職能こそが、前近代における身分制のヒエラルキーを相対化する可能性を秘めた有効な手段だった」(308頁)と指摘する。

前近代社会における移動行為は、その主体の権威が高ければ高いほど行列儀礼としての側面が強化され、輿や「輿舁」は、乗主の権威を可視化させ効果的に表現するという重要

な機能を具有していた。ところが、これまでの研究では、行列儀礼に注目が集まりその政治史的意義が明らかにされてきたが、行列儀礼の中核となる輿を担ぎ、移動させる主体である「輿舁」については看過され、その存在形態の究明は立ち後れていた。多様な職能集団が存在するなかで、出願者が「輿舁」に焦点を当てた理由は、こうした研究状況にある。本論文はいわば、先行研究の盲点を突いたわけだが、①「輿舁」の存在形態について身分制研究・都市史研究・職能民研究といった多角的な研究視角に立脚して考察を行っている点、②古代から近世におよぶ長い時間を分析の対象にしている点、③文献史料のみならず絵画史料をも活用し、史料の開拓を行って議論に深みを持たせている点、④これまで注目されてきた禁裏駕輿丁だけでなく、それ以外の多様な「輿舁」にまで検討対象を広げ、それらの相互比較を通して「輿舁」という職能集団の総体的な把握を試みた点は、意欲的な研究姿勢の現れと指摘できる。そしてこれらにより、近世の由緒等から遡って復元しうる中世の駕輿丁や輿舁の姿をあぶり出し、中近世社会における「輿舁」の多様な存在形態を具体的に究明する一方、多様でありながらも職能集団としての共通性があることを見出し、職能こそが身分制のヒエラルキーを相対化する可能性を秘めた有効な手段と指摘した点は、前近代の身分制の議論に一石を投じるものとして高く評価される。

しかしながら、課題も随所に見受けられる。まず、本論文では「職能」・「生業」・「身分」という言葉が多用されているが、それぞれの定義ならびに関係性が明確にされていないため、「輿舁」の実態把握にいまだ追究の余地を残している。そして、本論文の分析の中核に位置づけた禁裏駕輿丁については、中近世における行幸儀礼の変容に留意しながら追究しているものの、当該期の天皇の地位の歴史的变化を踏まえた立論には至っておらず、天皇制論（王権論）の視角からの分析が希薄である。また、禁裏駕輿丁を含めた中近世の「輿舁」全体の实態究明については、当該期社会の最も有力な支配者集団は武家だったことに鑑みると、武家との関わりからより掘り下げて追究する必要があるだろう。さらに、出願者も自覚していることではあるが、本論文は「輿舁」に考察対象を絞ったがゆえに、本論文の成果を普遍的な社会集団論に高めていくためには、他の職能集団との比較が不可欠となる。その際、本論文は古代から近世におよぶ長い時間を分析の対象にしているがゆえに、一見連続して存続しているかのように見える集団・事象であっても、内実としては断絶している場合も往々にしてあることに留意して考察を行う必要がある。

だが、これらは本論文の成果を今後発展させていくために必要な課題であり、本論文の価値を損なうものではない。古代から近世におよぶ非常に長いスパンのなかで、「輿舁」に関わる多様な史料を博捜し、その存在形態と職能を明らかにすることで、これを一つの職能集団として位置づけようと試みる本論文は、近年、着実な進展を見せている中近世の職能民研究に大きく貢献できるものと思われる。本論文の成果と課題はともに明白であるといえ、総合研究大学院大学の学位論文として十分な価値を有すると認められる。